

政治への参加に第一歩!

アップ UP 未来の投票率 大作戦! 5回目
~子どもと投票に行くと未来の投票率が上がるといわれています~

選挙権年齢が18歳以上へ引き下げられてから、若者の投票率を上げるためにさまざまな工夫がされています。市では、その取り組みの一つとして選挙クイズを行っており、本年4月に行われた参議院議員補欠選挙では、安曇野市の若者の投票率は他市と比べて高い結果となりました。

投票する姿を子どもに見てもらったり、学校等で投票を行ったりといった経験が、政治や社会に興味を持つ第一歩になるようです。

18歳未満のみなさん

クイズに挑戦して記念品をGETしよう!

保護者と一緒に投票所(期日前投票所含む)に行き、係員に解答用紙を提出してください。成績優秀者には記念品をプレゼント(後日郵送)しますので、ぜひ挑戦してみてください。答えは広報あづみの10月号(10月20日(水)発行)に掲載します。



選挙クイズ

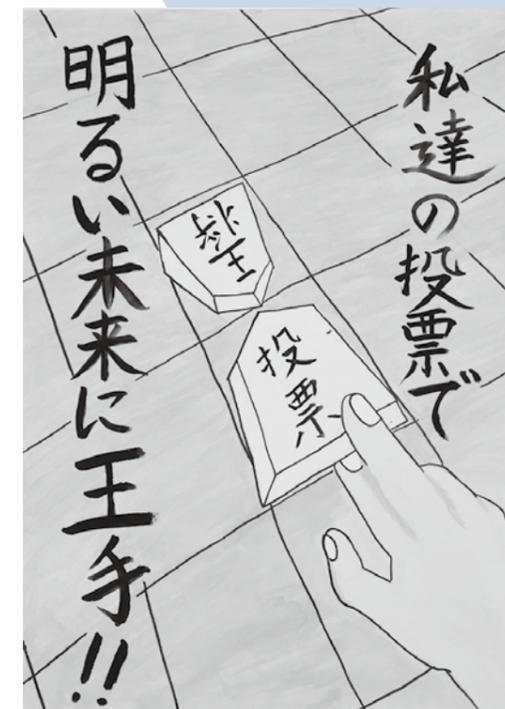
- Q1. 長野県選挙啓発マスコットキャラクターの『ほたりちゃん』。モチーフにしたのは「明るく照らす」『ほたる』と、もう一つは? (リンドウ・わさび・さくら)
- Q2. 投票用紙に「候補者名」を書けない選挙は? (衆議院「小選挙区」選挙・衆議院「比例代表」選挙・参議院「比例代表」選挙)
- Q3. 投票箱にはカギをつける所がいくつある? (2箇所・3箇所・4箇所)
- Q4. 最高裁判所の裁判官に対する国民審査の正しい投票方法は? (やめさせたい裁判官に×をつけるだけ・続けさせたい裁判官に○をつけるだけ・順位をつける)
- Q5. 日本で初めて選挙が行われたのは1890年(明治23年)ですが、その時衆議院とともに帝国議会を構成していた、公の選挙をせずにつくられたのは? (貴族院・庶民院・参議院)

キリトリ線

回答は18歳未満の人限定 【選挙クイズ】 解答用紙 ※コピーでも使用可

名前	_____	【解答】 ※解答を○で囲んでください
年齢	_____	
郵便番号	399-	Q1. リンドウ ・ わさび ・ さくら
住所	安曇野市	Q2. 衆議院「小選挙区」 ・ 衆議院「比例代表」 ・ 参議院「比例代表」
		Q3. 2箇所 ・ 3箇所 ・ 4箇所
		Q4. ×だけ ・ ○だけ ・ 順位
		Q5. 貴族院 ・ 庶民院 ・ 参議院

市長選挙 市議会議員一般選挙



文部科学大臣・総務大臣賞受賞作品 穂高北小学校6年(当時)北原風空さん 作



投票ができるのは

市の永久選挙人名簿に登録され、投票日に選挙権を有する次の人です。

▽日本国民で、投票日に満18歳以上(平成15年10月18日以前生まれ)の人

▽本年7月9日以前から引き続き安曇野市に住所を有している人(投票する前に市外へ転出した人は投票できません)

市内で転居した場合は

市が入場券を作成する日(基準日)時点の住所地で投票所が決まります。基準日以降に転居届を出した人は、転居前の住所地の投票所で行う必要があります。

票所で投票することになります。必ず投票所入場券で場所をご確認ください。

投票所入場券をお忘れなく

投票所入場券(ハガキ)を世帯主宛てに郵送します。ハガキ1枚には同一世帯の有権者4人分の入場券が含まれています。

万一、入場券を紛失してしまつた場合でも、投票所へ行って投票することができます。投票所でその旨を申し出てください。

選挙公報のお届けは

候補者の経歴・政見などを掲載した選挙公報は、投票日

の2日前までに新聞折り込み等でお届けします。発行後は、市役所・各支所の窓口にも備え置き、市HPでもご覧いただけます。

郵送を希望する人は、選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

開票について

投票後に堀金総合体育館で即日開票します。衆議院議員総選挙が同日選挙とならない限り、午後9時から作業開始予定です。

開票速報は市HPおよび開票所入り口の掲示板で確認できます。電話での問い合わせはご遠慮ください。

開票はどなたでも参観できますが、新型コロナウイルス感染症予防のため体調不良の人は参観をご遠慮ください。入場は先着順で、満席になり次第入場をお断りします。また、入場時は受付簿へ連絡先等を記入し、着座での参観の徹底にご協力ください。

さまざまな投票方法

下表の3から6は事前手続きが必要ですので、早めに申請してください。申請書は市HPからも入手できます。詳細は選挙管理委員会へお問い合わせください。

投票方法	内容
1 代理投票	字を書くことができない人のための制度で、投票所係員が補助者となります。
2 点字投票	目の不自由な人のための制度です。
3 郵便等による不在者投票	「郵便投票証明書」の交付を受けた重度の身体障がいのある人が、在宅で郵便により投票ができます。
4 病院・施設等での不在者投票	不在者投票ができる施設に指定されている病院や老人ホーム等に入所している人は、施設で投票することができます。
5 滞在地での不在者投票	投票日に仕事等で他の市区町村に滞在中の人は、滞在先の選挙管理委員会で投票ができます。
6 特例郵便等投票	新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等をしている人で、一定の要件(※)に該当する人が、郵便により投票することができます。

※外出自粛要請を受けた人、隔離または停留の措置を受けて宿泊施設内に収容されている人(濃厚接触者は投票所での投票となります。濃厚接触者である旨を係員にお伝えください。)